

男女共同参画に関する施策の苦情処理におけるフロー図

市民等は、市の男女共同参画に係る施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、「男女共同参画に関する施策の苦情申出書」(第1号様式)を男女共同参画課に提出する。(施行規則第7条第1項)

調査の要否を判断する。

<調査が必要と判断した時>

実施機関への意見聴取を行う。
(施行規則第9条)

<実施機関が即時に対応>

<苦情処理委員会へ意見を聴く>

苦情処理委員会に意見を求める。
(条例第19条第3項)

諮問

苦情処理委員会を開催して調査・審議する。
(条例第20条第2項)

<実施機関等へ意見聴取等が必要>

苦情処理委員会は、実施機関に通知する。(施行規則第13条)

<意見聴取等が不要>

実施機関等から意見聴取等を行う。(施行規則第14条)

答申

苦情処理委員会の意見を市長に対して述べる。

実施機関が答申を踏まえ措置を講ずる。

申出者に「男女共同参画に関する施策の苦情措置内容通知書」(第3号様式)により通知する。(施行規則第15条)

苦情処理委員会に年次報告する。(施行規則第16条第1項)

<調査が不要と判断した時>

申出者に「男女共同参画に関する施策の苦情調査不実施通知書」(第2号様式)により通知する。
(施行規則第8条第2項)

苦情処理委員会に年次報告する。
(施行規則第16条第1項)

※年次報告のうち、苦情処理委員会に意見を聴かなかった苦情申出について、苦情処理委員会は意見を述べるができる。
(施行規則第16条第2項)